

江差町事業活動継続緊急支援金

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化による減収に加え、原油価格や原材料・資材等の物価の高騰の影響を受けている町内に事業所・店舗を構える事業者の皆さんに、事業活動の継続と経営の安定化を図る目的で、緊急的に支援金を給付します。

【給付対象者（給付の要件）】

次の要件をすべて満たす法人（資本金の額又は出資の総額が10億円未満（資本金の額または出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下）である中小法人等）または個人事業主。

※令和4年度において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（原油価格・物価高騰等対応分）を活用した江差町他制度での支援対象となる事業者は給付対象者から除きます。

①北海道が実施する道内事業者等事業継続緊急支援金の給付決定を受けた者

（参考）道内事業者等事業継続緊急支援金の給付要件

- (1) 2021年11月以降のいずれかの月の売上が、2018年11月から2020年3月までの同月比で20%以上減少。
- (2) 2021年11月以降のいずれかの月に購入した事業活動の主要な原材料等の単価が、2020年11月～2021年10月までのいずれかの月の単価よりも増加。

②事業を行うための事業所または店舗を江差町内に設置している者

③支援金の申請日時点において江差町内で事業を営んでおり、かつ、支援金の受給後、引き続き1年以上、江差町内で当該事業を継続することを誓約する者

【給付額】

	支援金の額	(参考) 道内事業者等事業継続緊急支援金の額
法人	5万円	10万円
個人事業主	3万円	5万円

【申請書類等】

- ①江差町事業活動継続緊急支援金給付申請書（様式第1号）
- ②道内事業者等事業継続緊急支援金の支給決定を受けたこと、支給額が分かる書類の写し
- ③振込先の通帳の写し

【申請手続き】

- ◇申請期間 令和4年10月6日（木）～令和4年12月23日（金）
- ◇申請時間 午前9時～午後5時まで
- ◇申請場所 江差町役場産業振興課（庁舎2階）
- ◇必要なもの 申請書類①～③及び印鑑

様式第1号については、江差町役場及び江差商工会にて配布するほか、江差町のホームページからもダウンロードできます。

※道内事業者等事業継続緊急支援金の申請期限は10月31日までとなっています。町の支援金は道の支援金の支給決定が要件になりますので、お早めにお手続きください。

【お問い合わせ先】 江差町役場産業振興課商工係 TEL 0139-52-6717